

国際プロトコールアカデミー講座受講規約

（目的）

第1条 本規定は、ICPA国際プロトコール株式会社（以下、「当社」という。）が運営する国際プロトコールアカデミー（英語表記：The International Protocol Academy of Japan - ICPA。以下、「ICPA」という。）の講座を受講するにあたり、当社と受講生の権利義務を定めるものである。

（受講手続）

第2条 受講を希望する者は、当社の定めるところに従い申込書類を提出し、受講料を支払った時点をもって、ICPAの受講を申し込んだものとする。

2 受講の申し込みに対し、当社が承認することにより受講生となる。

（通知）

第3条 当社から受講生に対する通知は、受講生が申込時に記載した連絡先に対して行う。

2 受講生は、申込時に記載した連絡先に変更が生じた場合、速やかに当社に届け出なければならない。

（講座の提供）

第4条 当社は、別途定めるICPA各コースの内容に従い、受講生に対して講座を提供する。

2 講座を行う日時は当社において定める。

3 当社において開講を決定した日であっても、天災、悪天候、講師の急病その他やむを得ない事情により、開講日を変更することがある。この場合、当社は速やかに代替日程を案内する。

4 前項の場合、当社は日程の変更をもって対応することを原則とする。ただし、緊急事態その他の事情により講座の実施が不可能となった場合の取扱いは、第13条に定めるところによる。

5 講座内容または実施時間に変更が生じた場合、受講生は受講の継続または日程の変更を選択できる。

（体験講座・ワークショップ・オンライン講座）

第5条 当社が提供する体験講座、ワークショップ、およびオンライン講座については、本条の定めるところによる。

2 体験講座およびワークショップは、原則として一日で完結する講座であり、第6条第1項に定める振替受講の対象としない。

3 体験講座について、受講生が複数名で参加する場合の受講料その他の条件は、当社が個別に定め、事前に案内する。

4 オンライン講座については、受講生の通信環境に起因する受講不能について、当社は責任を負わない。

5 オンライン講座の受講に必要なURL、参加ID、パスワードその他の情報は、受講生本人のみが使用するものとし、第三者への共有を禁ずる。

(欠席の場合)

第6条 受講生が講座に欠席した場合、受講生は、当該講座と同一の内容を行う講座を改めて受講しなければならない。ただし、前条第2項に定める講座はこの限りでない。

2 前項の場合において、受講生は、当社の定めるところに従い別途受講料を支払わなければならない。

3 病気、事故その他受講生の責めに帰することのできない理由による欠席の場合であっても、会場費、講師料その他当社に既に支払義務が生じている費用については、受講生の負担とする。

4 受講生が講座開始から30分以上遅刻し、または終了前に退出した場合、欠席したものとみなし、当該日程は消化したものとする。

5 受講生は、事前の連絡により日程の変更を申し出ることができる。この場合において、既に発生した会場費、講師の拘束に係る費用その他の経費については、受講生の負担とする。

(遵守事項)

第7条 受講生は、次の各号に定める行為を行ってはならない。

一 講座の開始に遅刻し、または終了前に退出すること

二 事前の連絡なく講座を欠席すること

三 他の受講生の写真、動画、個人情報を無断で公開すること

四 他の受講生または講師に対する暴言、暴力、セクシャルハラスメント、パワーハラスメント、その他あらゆる形態のハラスメント行為および迷惑となる行為をすること

五 講座で使用するテキストその他の教材を第三者に開示、貸与、譲渡すること

六 有料か無料かにかかわらず、本講座の内容、ノウハウ、テキスト等を利用し、またはこれらと類似する講座、研修、教育プログラム等を第三者に対して提供または開講すること

七 当社ウェブサイトの掲載内容（文章、画像、映像、音声等）の一部または全部について、事前の許諾なく複製、複写、転載、転用、編集、改変、販売、送信、放送、配布、貸与、翻訳、変造その他の二次利用を行うこと

- 八 講座内容の録音、録画または撮影（スクリーンショットを含む）を行うこと
- 九 講座中に得た情報、資料、画像等を、SNSその他のオンラインプラットフォーム、印刷物等により共有すること
- 十 オンライン講座のURL、参加ID、パスワード等の情報を第三者と共有すること
- 十一 受講料を支払っていない第三者を講座に同席させること
- 十二 受講証明書または修了証の偽造、改ざん、不正使用を行うこと
- 十三 当社から提供される電子データを当社の許可なく保存、編集、共有すること
- 十四 当社の業務を妨害すること

（講座中の肖像）

第8条 当社は、講座の記録および広報活動のため、講座の様子を撮影し、受講生の肖像を利用することがある。利用目的、利用期間、利用方法は、別途提示する同意書またはプライバシーポリシーに定める。受講生は、当社によるこうした撮影に同意するものとする。

2 当社は、撮影した写真および映像を広報目的で使用する権利を有するが、受講生の尊厳とプライバシーに配慮して使用する。

3 受講生が撮影を希望しない場合は、事前に当社に申し出ることができる。

（電子データの取り扱い）

第9条 当社から提供される電子データ（講座資料、教材、プレゼンテーション等）は、受講生自身の学習目的のみに使用を限定する。

2 受講生は、電子データを当社の許可なく複製、編集、共有してはならない。

3 受講生は、アクセス権の終了時または当社の指示があった時点で、提供された全ての電子データを削除しなければならない。

（反社会的勢力の排除）

第10条 受講生は、自己、使用人（従業員、顧問、臨時社員、契約社員、アルバイト、パート等を含む）、自己の代理人・媒介者、自己の主要な出資者、経営に実質的に関与する者、自己の下請業者または再委託先業者（下請業者または再委託業者が数次にわたるときは、その全てを含む）が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、半グレ集団（暴走族など暴力団に属さずに犯罪を繰り返す集団をいう）またはその関係者（半グレ集団と関係を有する団体を含む）その他これらに準ずる者（以下、総称して「反社会的勢力」とい

う)でないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを当社に対し表明し、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 一 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
- 二 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- 三 自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用したと認められる関係を有すること
- 四 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- 五 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 六 反社会的勢力、または反社会的勢力の関係する企業、団体と取引を行っているとは認められる関係を有すること

(解約告知)

第11条 受講生は、いつでも受講契約の解約を申し入れることができる。この場合の返金については、第13条に定めるところによる。

(強制解約)

第12条 受講生が次のいずれかに該当する場合、当社は、当該受講生との契約を解除することができる。

- 一 受講申し込み時の申告事項に虚偽の内容があったとき
- 二 受講生が本規定に違反したとき
- 三 第7条第1号または第2号に該当する行為を繰り返したとき
- 四 受講中であるか否かを問わず、公序良俗に反する重大な行為があったとき（犯罪行為、著しい迷惑行為等）
- 五 受講生に重大な過失または背信行為があったとき
- 六 その他本契約を継続しがたい重大な事由が発生したとき

2 前項により契約を解除した場合、当社は受講料の返金を行わない。

(返金)

第13条 当社は、原則として、支払われた受講料の返金を行わない。日程の変更またはオンライン講座への振替等をもって対応する。

2 天災、悪天候その他やむを得ない事情により当初の日程での実施が困難となった場合、当社は日程の変更をもって対応することを原則とする。

3 前項の場合において、緊急事態その他の事情により講座の実施そのものが不可能となったときは、当社は、未受講分に相当する受講料を全額返金する。

4 受講生の都合による解約の場合、返金を行わない。ただし、当社が相当と認めるときは、既に発生した経費を控除した残額の一部を返金することがある。

5 返金額は、講座の実施状況、解約の時期、既に発生した経費および当社の損害等を考慮して決定する。

（損害賠償）

第14条 受講生が本規定に違反した場合、当社に生じた損害の一切（弁護士費用を含む）を賠償しなければならない。

2 受講生が第7条第3号から第14号までのいずれかに違反したときは、損害賠償として金1,000,000円、または受講したコースの受講料と同額のいずれか高い方を支払わなければならない。ただし、当社の損害がそれを上回る場合は、その損害額を賠償するものとする。

3 受講生が当社または会場の施設、設備、機器等に損害を与えた場合は、原状回復に必要な費用を負担しなければならない。

（効力の存続）

第15条 第7条、第8条、第9条および第14条の規定は、すべての講座の修了、解約、解除等により本契約が終了した後においても、その効力を失わない。

（規約改定）

第16条 当社は、本規定をいつでも合理的な範囲において改訂することができる。改訂後の規定は、当社ウェブサイトへの掲載をもって効力を生ずる。

（専属管轄）

第17条 本規定の準拠法は日本法とし、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上

ICPA国際プロトコール株式会社 東京都千代田区丸の内1-8-1 丸の内トラストタワーN館19階
2026年7月改定